

令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務請負契約書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 山口 靖（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務（以下「当該業務」という。）の実施に関し、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び以下の条項に定める、当該業務を行うものとする。

（契約の履行及び指示）

第2条 乙は、本契約に関し、甲の指示に従い誠実に履行するものとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、第三者に当該業務を委託し、又は請け負わせることはできない。

（契約の期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

（契約保証金）

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第100条の3第3号の規定に基づき免除する。

（測定項目）

第6条 乙は、仕様書の定めるところにより検査するものとする。

（試料の引渡し）

第7条 甲又は甲が指定する者は、乙に対して当該業務に用いる試料（以下「検査試料」という。）を送料着払いで送付するものとする。また、乙は、引渡しを受けた検査試料に添付された検査試料送付書（様式1）により検査試料の確認を行うとともに、検査試料整理簿（様式2）を作成し甲に報告しなければならない。

（業務の実施）

第8条 乙は、前条により試料の引渡しを受けたときは、仕様書に定めるところにより速やかに当該業務を実施しなければならない。

（報告書）

第9条 乙は、前条により当該業務を実施したときは、仕様書の定めるところにより、その結果について、令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務報告書（様式3。以下「報告書」という。）を作成し、仕様書に記載された報告期限までに甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から報告書についての質問をされたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

（試料等の廃棄）

第10条 乙は、当該業務に用いた試料及び試薬等を、業務終了後に、関係法令を遵守して、適正かつ確実に廃棄するものとする。

- 2 乙は、当該業務に用いなかった試料を仕様書で定めるところにより保管するものとし、当該試料に係る廃棄計画書（様式4）を報告期限までに甲に提出するものとする。なお、甲の確認を受けた後に、同計画書に従い、関係法令を遵守して、適正かつ確実に廃棄するものとする。また、乙は、当該業務に用いなかった試料の廃棄の際に、廃棄物処理業者から廃棄したことを確認できる書類を徴し、これを甲に提出しなければならない。

（報告書の検収）

第11条 乙は、報告書の提出に際し、甲の命じた職員が行う会計法第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認に必要な検査（以下「検収」という。）を受けなければならない。

（請負単価）

第12条 本契約における当該業務に係る1試料当たりの単価は、〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。税抜〇〇〇〇円）とする。

なお、上記請負単価には、仕様書に規定する業務、試料保管及び廃棄処理に係る経費等一切を含むものとする。

（検査試料の送付の負担）

第13条 乙は、着払いによる送料を、次条の規定に基づき甲に対し請求する。なお、乙の責めに帰すべき事由により再度検査試料の送付を受ける必要が生じた場合等はこの限りではない。

（業務経費の請求及び支払）

第14条 乙は、第11条の検収に合格した後に、業務経費請求書（様式5の1及び様式5の2。以下「請求書」という。）により、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長（以下「官署支出官」という。）に対し、第12条で定める請負単価に当該業務で測定を実施した試料点数を乗じて得た額及び前条に基づく試料の送料（この定めに帰すべき事由により試料を再度送付する必要が生じた場合等を除く）の合計額を請求するものとする。

- 2 官署支出官は、乙から適法な請求書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して30日以内の期間（以下「約定期間」という。）に乙に対し業務経費を支払うものとする。
- 3 官署支出官が、約定期間内に業務経費を支払わない場合は、約定期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）により計算した金額を乙に遅延利息として支払うものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間は、遅延利息を支払う日数に算入しない。

（過受金の返納）

第15条 乙は、前条により支払を受けた金額について過受金があった場合は、当該過受金を遅滞なく甲に返納しなければならない。

2 前項の過受金は、官署支出官又は食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）が発行する納入告知書により、納付しなければならない。

（危険負担）

第16条 当該業務の実施中に、当該業務を原因として生じた事故による損害は、乙の負担とする。

（守秘義務）

第17条 乙は、本契約に関し知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第18条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺するその他一切の抗弁権を保留する。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合についても、同様とする。

4 第1項ただし書に基づき乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が令第42条の2の規定に基づき、センター支出官（令第40条第1項の規定により、同項第2号に掲げる事務を委任された職員をいう。）に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（催告による契約の解除）

第19条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない契約の解除）

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく、本契約の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

一 正当な理由により、乙が本契約の解除を申し出たとき。

二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

三 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があったとき。

四 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

五 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約に基づく義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく、本契約の一部の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

一 正当な理由により、乙が本契約の解除を申し出たとき。

二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

三 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があったとき。

四 本契約に基づく義務の一部の履行が不能であるとき。

五 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による契約の解除)

第21条 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第22条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為

の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部の解除をするか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、歳入徴収官が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、既に甲に生じた損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の解除をすることができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約の解除）

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第26条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（違約金）

第27条 乙は、第19条、第20条、第24条又は第25条の規定により本契約の全部又は一部の解除をされた場合は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、甲が認定するものとし、乙は、当該違約金を歳入徴収官が発行する納入告知書により甲に納付するものとする。

（損害賠償）

第28条 前条に定めるもののほか、乙が、本契約の義務の本旨に従った履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合で、甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。この場合において、損害賠償金は、歳入徴収官の発行する納入告知書により納付するものとする。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証したときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求することができる場合において、甲は、次のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく義務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約に基づく義務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(延滞金)

第30条 乙が、甲に納付すべき過受金、違約金及び損害賠償金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該元本に対して民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を、延滞金として甲に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、過受金の受領又は損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあってはその過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあっては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として歳入徴収官又は官署支出官に納付しなければならない。

3 前二項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない（官署支出官が発行する納入告知書によって過受金の返納が行われる場合を除く。）。

4 歳入徴収官は、乙が納付した額が元本とその延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金に充当し、次いで当該元本に充当するものとする。

5 乙は、前項によって生じた元本の未納額については、歳入徴収官又は官署支出官の発行する納付書により納付しなければならない。

(期限の特則)

第31条 本契約に定める期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる休日に該当する場合には、その翌日をもって当該期限とする。

(協力義務)

第32条 乙は、甲が必要があると認めて乙に対して当該業務の進捗状況の照会、迅速な測定業務又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

(報告等)

第33条 乙は、甲が本契約の履行に関し当該業務及び財産の状況について報告を求め、甲の指示する職員に、倉庫、事務所その他の事業所において、設備、帳簿、

書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させる場合において、報告をし、事業所における調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

(使用者の責任)

第34条 本契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

(契約の改定)

第35条 本契約を改定する必要があると甲が認めたときは、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

(法令の補充適用)

第36条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(協議)

第37条 本契約及び法令に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(紛争等の解決)

第38条 本契約に関して甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

(合意管轄)

第39条 本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

山口 靖 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○○○

○○ ○○ 印

様式 1

検 査 試 料 送 付 書

令和 年 月 日

請負者 ○○○○○○○○○ 殿

住所
送付者名

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課からの指示に基づき、令和 7 年度政府
備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務に係る検査試料を、下記のと
おり送付します。

記

試料番号	試料名	試料重量 (g)	備 考

※ 本葉は、検査試料に同梱して送付すること。

様式 2

検査試料整理簿

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住所

請負者名

代表者役職及び氏名

令和 7 年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務請負契約書第 7 条に基づき、検査試料を以下のとおり受領し、下記のとおり整理しましたので、報告します。

記

[illegible]

様式 3

令和 7 年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務報告書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住所

請負者名

代表者役職及び氏名

令和 7 年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及び DNA 分析等業務請負契約書
第 9 条に基づき、分析結果を下記の通り報告する。

記

1. 使用機器リスト（様式 3 - 1）
2. 穀粒判別機による測定の結果（様式 3 - 2）
3. DNA 分析の結果（様式 3 - 3）

様式 3 - 1

使用機器リスト

令和 年 月 日

[illegible]

様式 3 - 2

穀粒判別機による測定の結果

令和 年 月 日

[illegible]

DNA 分析の結果

令和 年 月 日

[illegible]

様式 4

廃 棄 計 画 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名

令和 7 年度政府備蓄米（国内産米穀）の農産物検査及び
品種識別 DNA 検査業務請負契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり
試料を廃棄するので計画書を提出します。

記

試料 番号	受領した 試料重量（g）	分析に供した 試料重量（g）	廃棄予定 試料重量（g）	廃棄予定 年月日

廃棄予定業者名	
廃棄場所	

様式 5 の 1

業 務 經 費 請 求 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住所

請負者名

代表者役職及び氏名

適格請求書発行事業者登録番号

令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務請負契約書
第14条第1項の規定に基づき下記のとおり請負金額を請求します。

記

請求金額

〇,〇〇〇,〇〇〇円

(内訳)

① 請負金額（税抜額） 〇〇,〇〇〇円

② 試料の点数 ○○点

③ 本体額 (①×②) ○○,○○○円

消費税（10%） 〇,〇〇〇円

合計額 〇,〇〇〇,〇〇〇円

様式 5 の 2

業 務 經 費 請 求 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住所

請負者名

代表者役職及び氏名

適格請求書発行事業者登録番号

令和7年度政府備蓄米の穀粒判別機による測定及びDNA分析等業務請負契約書
第14条第1項の規定に基づき下記のとおり試料送料を請求します。

記

送料送料 ○,○○○,○○○円
 (うち、消費税及び地方消費税の額 (10%) ○○○,○○○円)

※ 送料にかかる伝票の写しを添付する。